

2024年3月7日（木）

《問い合わせ先》
総合政策推進局長 仁平 章
直通電話 03 (5295) 0517
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

1994 闘争以来 30 年ぶりに要求が 5%を超える ～2024 春季生活闘争 要求集計結果について～

連合（会長：芳野友子）は3月4日（月）12:00 時点で、2024 春季生活闘争の要求集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 要求提出済み組合は3,726 組合、うち月例賃金改善（定昇維持含む）を要求した組合は3,449 組合で、いずれも昨年を上回った（昨年同時期比 495 組合増・703 組合増）。
- 平均賃金方式で賃金引き上げを要求した3,102 組合（同 488 組合増）の平均は17,606 円・5.85%（加重平均）で、昨年を大きく上回った（同 4,268 円増・1.36 ポイント増）。5%を上回ったのは1994 闘争（5.40%）以来30 年ぶりである（※1994 闘争のデータは最終回答集計時点）。
うち、賃上げ分が明確に分かる2,479 組合の賃上げ分の要求は12,892 円・4.30%（同 4,460 円増・1.47 ポイント増）、300 人未満の中小組合では11,455 円・4.38%（同 3,643 円増・1.35 ポイント増）となっている。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ要求額は、組合員数加重平均で時給75.39 円（同 9.25 円増）、月給14,780 円（同 3,255 円増）と、昨年同時期比大幅増となった。雇用形態間格差是正への取り組みの結果と受け止める。

添付資料：

1. 要求集計 総括表 2
2. 要求集計 時間外・休日労働の賃金割増率 5
3. 労働条件に関する2024 春季生活闘争および通年の要求・取り組み件数 6

●連合ホームページにも掲載中：

連合ホームページ>主な活動>労働・賃金・雇用>春闘（春季生活闘争）>2024 年春闘
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2024.html>



●今後の公表予定：

- 3月15日（金） 第1 回回答集計結果（先行組合回答ゾーン） 記者会見（16:15 予定）
22日（金） 第2 回回答集計結果（3 月月内決着回答ゾーン《前半》） 記者会見（17:00 予定）



要 求 集 計

1. 賃金引き上げ

①平均賃金方式 (集計組合員数による加重平均)

平均賃金方式	2024要求 (2024年3月7日公表)				昨年対比	2023要求 (2023年3月3日公表)					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	3,102 組合 2,405,789 人	17,606 円	5.85 %		4,268 円 1.36 ポイント	2,614 組合 2,176,635 人	13,338 円	4.49 %			
300人未満 計	1,993 組合 217,548 人	15,459 円	5.97 %		3,429 円 1.30 ポイント	1,687 組合 182,654 人	12,030 円	4.67 %			
~99人	1,079 組合 51,019 人	14,575 円	5.94 %		3,097 円 1.29 ポイント	912 組合 41,707 人	11,478 円	4.65 %			
100~299人	914 組合 166,529 人	15,736 円	5.98 %		3,537 円 1.31 ポイント	775 組合 140,947 人	12,199 円	4.67 %			
300人以上 計	1,109 組合 2,188,241 人	17,836 円	5.84 %		4,372 円 1.37 ポイント	927 組合 1,993,981 人	13,464 円	4.47 %			
300~999人	711 組合 387,258 人	17,104 円	6.05 %		4,398 円 1.41 ポイント	570 組合 310,020 人	12,706 円	4.64 %			
1,000人~	398 組合 1,800,983 人	17,998 円	5.80 %		4,387 円 1.36 ポイント	357 組合 1,683,961 人	13,611 円	4.44 %			

※ 2024年と2023年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2024要求 (2024年3月7日公表)				賃上げ分 昨年対比	2023要求 (2023年3月3日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		賃上げ分		集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		賃上げ分
		額	率				額	率	
	2,479 組合 1,966,239 人	18,012 円	12,892 円	4,460 円 1.47 ポイント	2,069 組合 1,718,125 人	13,465 円	8,432 円	8,432 円 2.83 %	
300人未満 計	1,490 組合 182,502 人	15,743 円	11,455 円	3,643 円 1.35 ポイント	1,261 組合 152,463 人	12,235 円	7,812 円	7,812 円 3.03 %	
~99人	698 組合 37,340 人	15,120 円	10,966 円	3,492 円 1.34 ポイント	597 組合 30,366 人	11,611 円	7,474 円	7,474 円 3.08 %	
100~299人	792 組合 145,162 人	15,904 円	11,581 円	3,684 円 1.35 ポイント	664 組合 122,097 人	12,394 円	7,897 円	7,897 円 3.02 %	
300人以上 計	989 組合 1,783,737 人	18,248 円	13,040 円	4,547 円 1.48 ポイント	808 組合 1,565,662 人	13,583 円	8,493 円	8,493 円 2.82 %	
300~999人	635 組合 347,276 人	17,259 円	12,670 円	4,470 円 1.51 ポイント	503 組合 272,032 人	12,795 円	8,200 円	8,200 円 3.01 %	
1,000人~	354 組合 1,436,461 人	18,481 円	13,129 円	4,575 円 1.46 ポイント	305 組合 1,293,630 人	13,745 円	8,554 円	8,554 円 2.78 %	

②個別賃金方式 (組合数による単純平均)

個別賃金方式	2024要求 (2024年3月7日公表)				引上げ額/率 昨年対比	2023要求 (2023年3月3日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	引上げ額 引上げ率		集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	
A方式35歳	230 組合 116,046 人	15,156 円 5.70 %	265,919 円 281,102 円	3,973 円 1.40 ポイント	224 組合 110,809 人	11,183 円 4.30 %	259,892 円 271,075 円		
A方式30歳	252 組合 145,865 人	13,625 円 5.54 %	245,798 円 259,456 円	4,036 円 1.56 ポイント	258 組合 160,266 人	9,589 円 3.98 %	240,832 円 250,472 円		
B方式35歳	184 組合 101,564 人	18,606 円 6.96 %	267,395 円 286,001 円	3,749 円 1.23 ポイント	191 組合 112,508 人	14,857 円 5.73 %	259,454 円 274,311 円		
B方式30歳	163 組合 74,331 人	19,990 円 8.50 %	235,269 円 255,259 円	3,454 円 1.22 ポイント	169 組合 66,443 人	16,536 円 7.28 %	227,226 円 243,762 円		
C方式35歳	309 組合 339,568 人		275,756 円 289,774 円		234 組合 421,568 人		276,990 円 290,298 円		
C方式30歳	0 組合 0 人		0 円 0 円		0 組合 0 人		0 円 0 円		

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくらか引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ベア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくらか引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくかにすることを要求する方式。

※ 「賃金水準の追求」にこだわって要求した組合数

1,593 組合



要 求 集 計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給	2024要求 (2024年3月7日公表)			昨年対比	2023要求 (2023年3月3日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給
単純平均	216 組合	73.80 円	1,189.75 円	10.73 円	197 組合	63.07 円	1,125.80 円
	721,613 人	75.39 円	1,168.16 円	9.25 円	645,029 人	66.14 円	1,112.41 円
加重平均	122 組合	12.982 円	5.98 %	2,296 円	124 組合	10.686 円	4.93 %
	24,397 人	14,780 円	6.81 %	3,255 円	20,373 人	11,525 円	5.26 %

④企業内最低賃金協定 (組合数による単純平均)

基幹的労働者	2024要求 (2024年3月7日公表)				2023要求 (2023年3月3日公表)	
	闘争前水準	要求組合数	要求額	要求組合数	要求額	要求額
18歳月額	171,165 円	176 組合	182,777 円	5 組合	169,625 円	169,625 円
	1,042 円	60 組合	1,112 円	2 組合	1,067 円	1,067 円
時間額	170,478 円	757 組合	178,913 円	83 組合	173,160 円	173,160 円
	1,013 円	161 組合	1,074 円	3 組合	990 円	990 円

2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※〈月数〉集計と〈金額〉集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

フルタイム組合員 一時金	2024要求 (2024年3月7日公表)			昨年対比	2023要求 (2023年3月3日公表)	
	集計組合数 集計組合員数	要求	要求		集計組合数 集計組合員数	要求
年間	1,794 組合 1,594,137 人	5.35 月	0.20 月	1,436 組合 1,461,343 人	5.15 月	
	716 組合 645,403 人	1,711,348 円	69,389 円	700 組合 536,788 人	1,641,959 円	
季別	1,677 組合 1,155,155 人	2.78 月	0.10 月	1,297 組合 1,024,541 人	2.68 月	
	840 組合 550,671 人	811,980 円	38,718 円	801 組合 551,705 人	773,262 円	
短時間労働者 一時金	2024要求 (2024年3月7日公表)			昨年対比	2023要求 (2023年3月3日公表)	
	集計組合数 集計組合員数	要求	要求		集計組合数 集計組合員数	要求
年間	44 組合 96,835 人	1.90 月	0.02 月	62 組合 116,978 人	1.88 月	
	48 組合 116,706 人	170,198 円	42,171 円	55 組合 107,454 人	128,027 円	
季別	27 組合 69,647 人	0.82 月	0.05 月	37 組合 86,965 人	0.77 月	
	24 組合 63,591 人	65,133 円	13,702 円	26 組合 69,825 人	51,431 円	
契約社員 一時金	2024要求 (2024年3月7日公表)			昨年対比	2023要求 (2023年3月3日公表)	
	集計組合数 集計組合員数	要求	要求		集計組合数 集計組合員数	要求
年間	44 組合 7,334 人	2.75 月	0.00 月	46 組合 8,058 人	2.75 月	
	26 組合 7,729 人	395,320 円	57,035 円	25 組合 5,598 人	338,285 円	
季別	47 組合 5,654 人	1.25 月	▲ 0.11 月	38 組合 4,899 人	1.36 月	
	14 組合 2,027 人	203,592 円	22,704 円	13 組合 2,603 人	180,888 円	

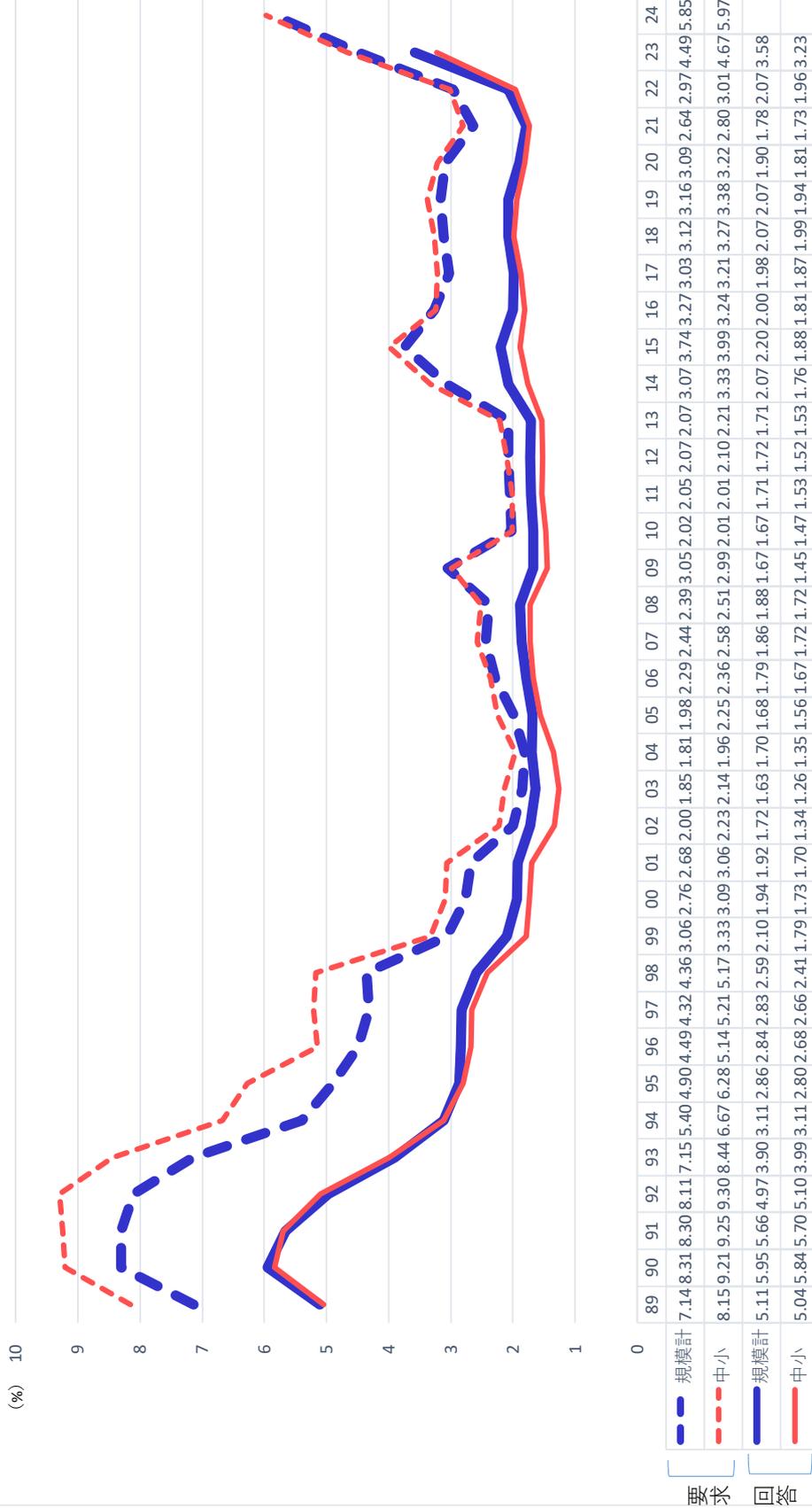
3. 要求状況

【注】率は少数第1位未満を四捨五入しており、計と一致しない場合がある

集計組合 計	2024要求 (2024年3月7日公表)		2023要求 (2023年3月3日公表)	
	組合数	率	組合数	率
要求を提出 (賃金に限らず全ての要求)	7,128 組合	52.3 %	6,935 組合	46.6 %
うち、月例賃金改善 (定額維持含む) を要求	3,726 組合	48.4 %	3,231 組合	39.6 %
要求検討中・要求状況不明	3,402 組合	47.7 %	2,746 組合	53.4 %



平均賃金方式での要求・賃上げ状況の推移（連合結成以降）



(注) 中小は、組合員300人未満。
 要求は、1998年以前は最終集計（5月末～6月初旬）結果、1999年以降は要求集計（2月末～3月初旬）結果。
 回答は、1989～2023年のデータは、すべて最終集計結果。



【時間外割増率/45時間以下】

業種別	集計組合		現 状	要 求
	組合数	人員		
製造業	15	2,193	25.90	30.00
商業流通	2	3,337	25.00	30.00
交通運輸	3	10,592	28.70	36.70
その他	2	6,701	25.00	40.00
計	22	22,823	26.10	31.80

割増率	現状	要求						
		25%	~30%	~35%	~40%	~45%	~50%	50%超
25%	14	1	11	1			1	
~30%	8		7				1	
~35%								
~40%								
~45%								
~50%								
50%超								

【時間外割増率/45時間超】

業種別	集計組合		現 状	要 求
	組合数	人員		
製造業	1	444	25.00	30.00
商業流通	2	3,337	25.00	42.50
交通運輸	3	10,592	28.70	36.70
その他	2	6,701	25.00	40.00
計	8	21,074	26.40	38.10

割増率	現状	要求						
		25%	~30%	~35%	~40%	~45%	~50%	50%超
25%	5		2	1			2	
~30%	3		2				1	
~35%								
~40%								
~45%								
~50%								
50%超								

【時間外割増率/60時間超】

業種別	集計組合		現 状	要 求
	組合数	人員		
製造業	6	904	35.80	50.80
商業流通	2	3,337	50.00	50.00
交通運輸	3	10,592	53.30	90.00
その他	1	496	50.00	50.00
計	12	15,329	43.80	60.40

割増率	現状	要求						
		25%	~30%	~35%	~40%	~45%	~50%	50%超
25%	1						1	
~30%	3						3	
~35%								
~40%								
~45%								
~50%	7						4	3
50%超	1							1

【休日割増率】

業種別	集計組合		現 状	要 求
	組合数	人員		
製造業	16	2,631	35.40	40.40
その他	1	6,205	35.00	40.00
計	17	8,836	35.40	40.40

割増率	現状	要求				
		~35%	~40%	~45%	~50%	50%超
~35%	15		15			
~40%	2		1		1	
~45%						
~50%						
50%超						

労働条件に関する2024春季生活闘争および通年(2023年9月～)の各種取り組み

要求事項	要求・取組件数(交渉単位)	
	2024.3.7公表	2023.3.3公表
1. すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善		
(1) 長時間労働の是正		
● 36協定の点検や見直し	541 件	466 件
上記の内訳：次のa)～c)について取り組んだ件数をカウント		
a) 36協定は、「月45時間、年360時間以内」を原則に締結する。	114 件	114 件
b) やむを得ず特別条項を締結する場合においても、年720時間以内とし、原則を踏まえ、より抑制的な時間となるよう取り組む。	111 件	111 件
c) 休日労働を含め、年720時間以内となるように取り組む。	115 件	85 件
● 時間外・休日割増率引き上げの取り組み	136 件	122 件
● 年次有給休暇の取得促進に向けた取り組み	636 件	655 件
上記の内訳：次のa)～b)について取り組んだ件数をカウント		
a) 職場における取得状況等を把握し、労働者が全員偏りなく年次有給休暇が取得できるよう、取得5日未満者をなくす取り組みを行う。	509 件	451 件
b) 年次有給休暇100%取得をめざし、計画的付与の導入などの方策について、労使間で協議等を行う。	394 件	440 件
● インターバル制度の導入、および導入済制度の向上に向けた取り組み	169 件	152 件
● 事業場外みなし労働者、管理監督者も含めたすべての労働者の労働時間管理・適正把握の取り組み	285 件	286 件
● 事業場外みなしおよび裁量労働制の適正運用に向けた点検 (労使協定・労使委員会、健康・福祉確保措置の実施状況、労働時間の状況、2024年4月施行の裁量労働制改正を踏まえた点検など)	46 件	18 件
● 労働安全委員会の設置など労働安全衛生法令に基づく職場の点検、改善の取り組み	123 件	81 件
● その他長時間労働の是正・過労死ゼロに関する取り組み(※上記具体的な取組内容が不明な場合はこちらへ記入)	384 件	279 件
(2) すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み		
● 正社員への転換ルールの整備と運用状況点検	174 件	155 件
● 無期労働契約への転換促進および無期転換ルール回避目的の雇止め防止と当該労働者への周知徹底、2024年4月施行の労働条件明示ルール改正を踏まえた点検定着	371 件	363 件
● 派遣労働者の受け入れ時および期間制限到来時における交渉・協議の協約化、ルール化の取り組み	25 件	21 件

要求事項	要求・取組件数（交渉単位）	
	2024. 3. 7公表	2023. 3. 3公表
(3) 職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み		
<ul style="list-style-type: none"> ● 同一労働同一賃金の実現に向けた労働条件の点検もしくは改善 <p>次のa)～f)について、パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者など、雇用形態にかかわらず不合理な差別がないか、点検もしくは改善した件数をカウント</p>		
a) 基本給など賃金の決定基準等に対するルールの整備	192 件	167 件
b) 一時金支給の取り組み	128 件	187 件
c) 福利厚生全般及び安全管理に関する取り組み（点検、分析・検討、是正等の取り組み）	80 件	119 件
d) 社会保険の加入状況の確認・徹底と加入希望者への対応	35 件	11 件
e) 育児・介護休業の取得を正社員と同様の制度とする取り組み	65 件	25 件
f) その他均等・均衡待遇実現に向けた取り組み（※教育訓練など、上記具体的な取組内容が不明な場合にカウント）	166 件	71 件
(4) 60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み	363 件	457 件
上記の内訳：次のa)～c)について取り組んだ件数をカウント		
a) 60歳以降の処遇のあり方への対応	252 件	265 件
b) 65歳までの雇用確保に向けた定年引き上げ	149 件	197 件
c) 65歳から70歳までの就業機会確保	123 件	88 件
(5) テレワークの導入、および導入済み制度の見直しの取り組み	106 件	129 件
(6) 人材育成と教育訓練の充実にに向けた取り組み	105 件	75 件
(7) 障がい者雇用に関する取り組み		
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者雇用率の把握と法定雇用率達成に向けた取り組み 	202 件	213 件
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者雇用に関する労働協約・就業規則の点検・見直し 	31 件	7 件
(8) 治療と仕事の両立の推進に関する取り組み	78 件	90 件
※ 疾病治療と仕事の両立が可能となる職場環境の整備、多様な休職・勤務制度の導入などの取り組みをカウント		
2. ジェンダー平等・多様性の推進		
(1) 男女間賃金格差および生活関連手当支給基準の是正の取り組み		
<ul style="list-style-type: none"> ● 男女間賃金格差の実態と要因把握・点検、改善へ向けた取り組み 	172 件	142 件
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活関連手当での「世帯主」要件と、女性のみ証明を求める扱いの廃止に向けた取り組み 	10 件	4 件

要求事項	要求・取組件数（交渉単位）	
	2024. 3. 7公表	2023. 3. 3公表
(2) 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動		
● 男女間格差の状況についての点検やポジティブ・アクションによる改善の取り組み	64 件	229 件
● 合理的な理由のない転居を伴う転勤の是正	12 件	7 件
● 妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いについての点検と是正	40 件	15 件
● 改正女性活躍推進法にもとづく事業主行動計画策定に向けた取り組みや着実な進展を確認する取り組み	235 件	231 件
● 企業規模にかかわらず、事業主行動計画策定における「男女の賃金の差異」の把握に向けた事業主への働きかけ	34 件	14 件
● 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の定着・点検に向けた要求・取り組み（※上記具体的な取組内容が不明な場合はこちらへ記入）	56 件	29 件
(3) あらゆるハラスメント対策と差別禁止に関する取り組み		
● 職場実態の把握とハラスメント対策（事業主が講ずべき措置および望ましい取り組み）についての労使協議	314 件	291 件
● あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組み（パワハラ、セクハラ、マタハラ、バタハラ、ケアハラ、S O G Iハラ）	41 件	50 件
● 「性的指向及び性自認（S O G I）に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン」を活用した理解促進、差別禁止、就業環境改善の取り組み	58 件	16 件
● ドメスティック・バイオレンスや性暴力による被害者の職場における支援のための環境整備	4 件	5 件
(4) 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備		
● 改正育児・介護休業法の周知徹底と、育児・介護に関する両立支援制度の点検・改善の取り組み	471 件	160 件
上記の内訳：次のa)～c)について取り組んだ件数をカウント		
a) 有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の撤廃に向けた取り組み	45 件	24 件
b) 男性の育児休業取得促進に向けた取り組み	101 件	85 件
c) 両立支援のための情報提供や相談窓口設置に向けた取り組み	41 件	16 件
● 男女の更年期、生理休暇などに関する取り組み	67 件	19 件
(5) 次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進		
● 次世代育成支援対策推進法にもとづく行動計画の策定、取り組みの点検	256 件	254 件
● 不妊治療と仕事の両立に向けた取り組み	68 件	40 件